

ストップ！ DV



DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人等の親密な関係にある人（あった人）から受ける暴力のことをいいます。

※子どもの面前でのDVは児童虐待（心理的虐待）に当たります。

- ・**身体的暴力**
（殴る・蹴るなど）
- ・**精神的暴力**
（暴言や人格否定、脅迫など）
- ・**経済的暴力**
（生活費を渡さないなど）
- ・**性的暴力**
（性的行為の強要など）

さまざまな暴力により相手を自分の思い通りに支配し、被害者は自信を失い、生きる力を奪われます。

爆発期

怒りをコントロールできなくなり、激しく暴力をふるう

イライラ期

ささいなことでイライラし威圧的になる

ハネムーン期

「もう暴力をふるわない」と謝罪し別人のように優しくなる

暴力のサイクルは繰り返されてエスカレートし、暴力から逃げられなくなります。

DV相談ナビ ☎ **#8008** はれれば

DV相談プラス **0120-279-889** つなぐ はやく
(電話/メール 24時間受付)



警察(ナポ君相談) **#9110**

緊急の場合は、ためらわずに **110番** 通報してください

女性カウンセラーによる「女性の悩みの相談」

1 日時・場所

第2 木曜日 こども若者サポートセンター
第4 木曜日 新庄庁舎
午後1時半～4時半 (50分間)

2 予約方法

人権政策課に電話
直通 0745-44-5005

暴力は加害者の責任です。どんな理由でも暴力は許されません。暴力をふるわれたあなたは悪くありません。

ひとりで悩まず相談してください。